

令和 3 年 1 月 8 日

教職員 各位

危機対策本部長 穴 沢 眞

緊急事態宣言発出に伴う国内出張について（通知）

国内出張に関しては、事前に出張先地域の感染状況について十分に情報収集のうえ可能としているところですが、1月7日付で1都3県に緊急事態宣言が発出されるなど、国内における感染が拡大している状況です。

つきましては、緊急事態宣言（都府県独自の行動制限を含む）対象地域への出張については、用務内容を検討し真に必要な用務以外は出張を延期・中止するなど慎重にご検討くださいますようお願いいたします。

なお、やむを得ず出張する場合は、マスクの着用や感染リスクの高くなる飲食を避けるなどの感染予防行動をとり、帰宅後は健康観察を行ってください。

また、私事の往来についても、可能な限り見合わせたり、延期するなどの検討をお願いします。